

2025年
4月1日
から

原付一種に新たな区分基準が追加されます!

原付一種の新基準

[総排気量]

50cc超 **125cc以下!**

[最高出力]

4.0kW以下!

総排気量が125cc以下でも

最高出力4.0kW超の

原付二種は原付免許では

運転できません!

○ 原付免許で運転可

総排気量が50cc以下の車両

+

総排気量50cc超125cc以下で最高出力
4.0kW以下の車両 (今回新たに追加)

総排気量だけではなく、「**最高出力**」を
カタログ等や販売店でよく確認を!

交通ルールは今までの原付一種と同じです!



最高速度30km/h以下



二段階右折



二人乗り禁止



最大積載重量30kg



白・フチなしのナンバープレート



詳細はこちら
日本自動車工業会ホームページへ



警察庁
National Police Agency



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications



jama
Japan Automobile Manufacturers Association
一般社団法人 日本自動車工業会